

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年12月11日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいた日から2～3営業日で結果通知させていただいています。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 3 国名：モロッコ 担当：農村開発部
案件名：貝類養殖技術研究センター建設計画準備調査
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2014年2月中旬～2014年10月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における水産無償に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年12月25日から2013年12月27日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年12月25日から2014年1月6日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年1月17日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 1月下旬
- (5) 契約交渉 : 1月下旬～2月中旬

5 業務の目的

沿海に豊富な水産資源を有するモロッコ国では、1970年代より沖合漁業とそれを支える漁業インフラ整備を推進してきた結果、同国の漁業は急速な発展を遂げた。しかし、その後、世界的に海洋天然資源の限界が認識されるようになり、資源管理の観点から漁獲量の制限が課されることとなったために、1990年代から同国の沖合漁業の漁獲量は頭打ちとなった。かかる背景から、同国政府は、水産資源の調査・研究によって資源の保全・有効活用に取り組むとともに、沿岸零細漁業の振興を中心とした水産セクターの開発を進めているが、天然資源だけに依存した漁業振興だけでは持続性を確保することが困難であり、育てて収穫する養殖漁業の開発も併せて進めていくことが課題となっている。

2009年、同国政府は、水産セクターの発展と水産資源の安定的確保を目的として、アリュージェス計画（水産開発計画）を策定し、水産セクターにおける開発の方向性を明らかにした。同計画では、これまでほとんど手つかずであった貝類の養殖業を水産セクター成長の牽引役の1つとして位置づけ、魚類も含めた養殖生産量20万トン（その内訳は公表されていないが、貝類は11万トンと推定）を最終政策目標として設定している。この目標達成に向け、同国政府は、これまでに養殖振興機構（ANDA）を設立するとともに、海洋環境が養殖に適した地中海沿岸に養殖用地を準備して養殖分野への民間企業の参入を促している。しかし、貝類について、同国では、天然種苗の採取が困難なことに加えて、人工種苗の生産を含めた養殖技術が未開発であることから、現時点では、ごく一部の民間業者が海外からカキ種苗を輸入し試行錯誤しながらカキ養殖を行っているのみであり、貝類養殖分野は発展していない状況にある。

かかる背景の下、2012年7月、同国政府は我が国に対し、貝類（特に二枚貝）の種苗を安定的に同国内に供給することを目的に、種苗生産センターの建設を要請した。

我が国において同要請について検討が行われたものの、同国における養殖業の現状や貝類種苗のニーズの有無など不明な点が多く、協力準備調査実施の妥当性が確認できなかったため、当機構は、2013年2月基礎情報収集・確認調査を実施し、同要請の背景や関連情報を収集した。

その後、我が国において、収集された情報に基づき、同要請の妥当性、持続性、実現可能性について検討が重ねられた結果、モロッコ国内で直ちに貝類種苗生産が可能となる状況にあるとは考えがたく、まずは、同国の海洋環境に適した養殖適種の開発とその養殖技術の確立（優良国内産種苗の生産技術の研究開発を含む）が不可欠であるとして、これらを目的とする研究施設の建設を含めたプロジェクトについて協力準備調査を行うこととなった。

本調査では、当該プロジェクトの必要性、妥当性を確認し、無償資金協力（水産無償）案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

タンジェ・テトゥアン州テトゥアン県アムサ湾沿岸

(2) 相手国関係機関

ア 実施機関：国立漁業研究所（l'Institut National de Recherche Halieutique: INRH）

イ 関係機関：農業・海洋漁業省（Ministère de l'Agriculture et de la pêche maritime）及び 養殖振興機構（Agence Nationale pour le Développement de l'Aquaculture: ANDA）

(3) 業務内容

- ア 国内準備作業
- イ インセプション・レポート説明・協議
- ウ プロジェクトを取り巻く状況に関する調査
 - (ア) プロジェクトの実施体制に関する調査
 - (イ) プロジェクトサイト及び周辺の状況調査
 - (ウ) 自然条件調査
- エ 調達事情調査
- オ 施工・据付に係る調査
- カ 技術的支援の必要性・可能性の検討
- キ 相手国負担事業の検討
- ク 運営・維持管理に係る調査
- ケ 環境社会配慮調査
- コ 国内解析作業
 - (ア) 基本計画作成
 - (イ) 概略設計
 - (ウ) 概略事業費積算
- サ プロジェクトの評価
- シ 準備調査報告書(案)の説明・協議
- ス 準備調査報告書の作成

7 成果品等

- (1) 業務計画書 (2014年2月中旬)
- (2) インセプション・レポート (2014年2月下旬)
- (2) 現地調査結果概要 (2014年4月中旬)
- (3) 準備調査報告書(案) (2014年8月中旬)
- (4) 概略事業費積算内訳書 (2014年8月中旬)
- (5) 機材仕様書 (2014年8月中旬)
- (6) 概要資料 (2014年9月中旬)
- (7) 準備調査報告書 (2014年10月中旬)
- (8) デジタル画像集 (2014年10月中旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- 1) 業務主任 / 水産養殖・研究計画 / 運営・維持管理計画 (評価対象予定者)
- 2) 施設建築計画 (評価対象予定者・語学力評価せず)
- 3) 養殖設備設計計画 (評価対象予定者)
- 4) 環境社会配慮
- 5) 施工計画 / 調達計画 / 積算

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・通訳の配置を認める予定
- ・2013年2月に基礎情報収集・確認調査実施済み
- ・本件受注コンサルタント(JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。)は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない(その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない)予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。